

令和8年度 日本水道協会 全国会議

Japan Water Works Association General Assembly and Research Conference 2026

長崎市開催 参加申込のご案内



令和8年度「全国会議」シンボルデザイン

長崎市のシンボルでもある色鮮やかな紫陽花で地域特有の美しさを表現し、
水の波紋で生命の息吹・海や山々などの大自然に囲まれた地域の豊かさを表現しました

◆ 会議日程のご案内

《全国会議会場》

出島メッセ長崎・ヒルトン長崎

1日目／令和8年10月21日(水)

受付／8:15～ 開始／9:30～

[午前] オープニングセレモニー・式典(開会式・表彰式)

水道イノベーション賞及び水道イノベーション広報大賞事例発表

[午後] 総会(総会議案)・水道研究発表会

2日目／令和8年10月22日(木)

受付／8:30～ 開始／9:00～

[午前] 特別講演・水道研究発表会 [午後] 水道研究発表会・視察

3日目／令和8年10月23日(金)

受付／8:30～ 開始／9:00～

[午前] 水道研究発表会・視察 [午後] 水道研究発表会・視察

※各日、長崎ならではの食文化をお楽しみいただけるよう、和・洋・中の3種類のお弁当をご用意しています。

《懇親会》

ホテルニュー長崎

令和8年10月21日(水)

時間／17:30～19:00

《体験型水道イベント》

アミュプラザ長崎 かもめ広場

令和8年10月21日(水)～23日(金)

時間／21日(水)9:30～17:00 22日(木)9:00～17:00 23日(金)9:00～13:00

※時間は変更になる場合があります。

《水道展》

出島メッセ長崎

令和8年10月21日(水)～23日(金)

一般社団法人日本水道工業団体連合会主催

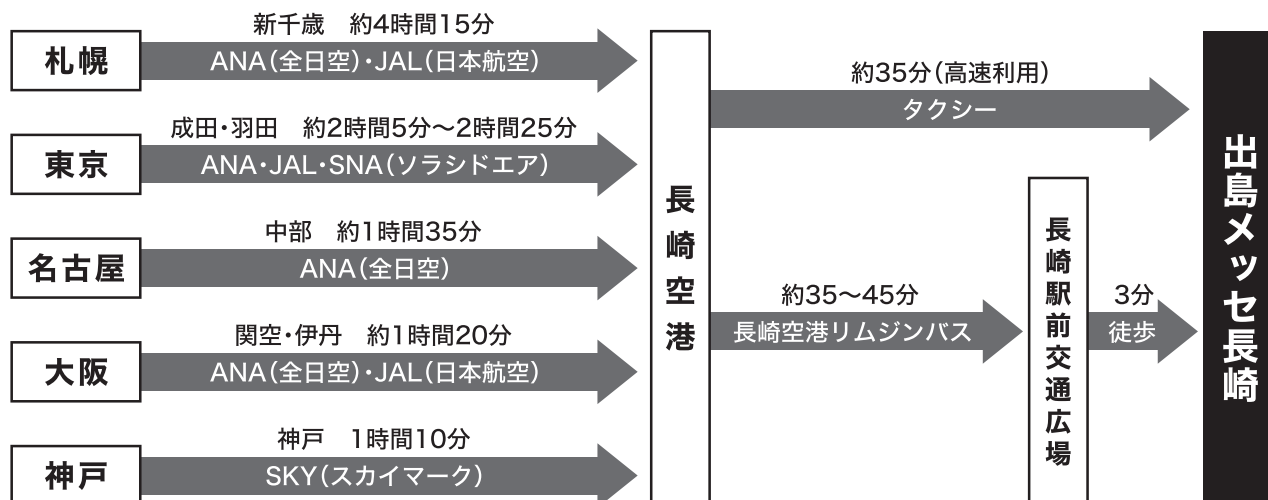
時間／21日(水)9:30～17:00 22日(木)9:00～17:00 23日(金)9:00～13:00

※時間は変更になる場合があります。

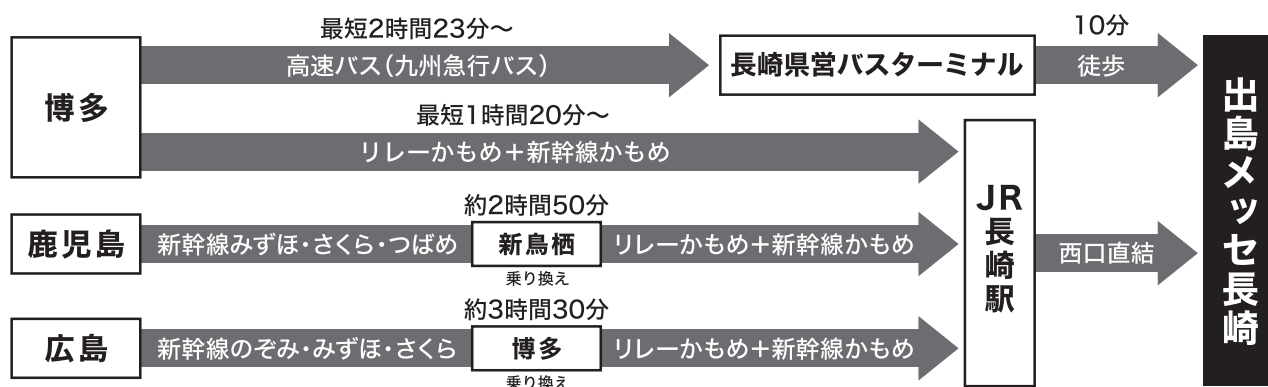
◆ 会場へのアクセス



■ 飛行機でお越しの方

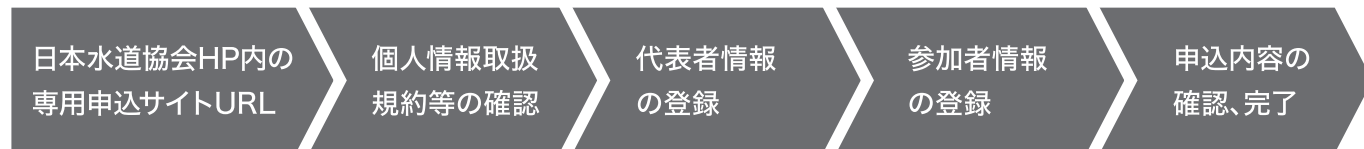


■ 新幹線・高速バスでお越しの方



◆ 参加お申込み方法

専用申込サイトでの登録の流れ



操作方法、お支払い、参加証等ご案内

専用申込サイト

専用申込サイトURL : <https://va.apollon.nta.co.jp/suido2026/>
[日本水道協会ホームページ (<http://www.jwwa.or.jp/>) のトップページ
上段タブ「Topics」に申込サイトへのリンクがございます。]
※Web上でのお申込みや参加証の発行が難しい場合は担当までお問合せください。

個人情報取扱
規約等の確認

専用申込サイトトップページの「登録はこちら」をクリックし、「個人情報の
取扱いについて」をご確認ください。

代表者情報

代表者に関する情報をご登録ください。
各種連絡や参加に関するお知らせは代表者へご連絡いたします。

参加者情報

「参加者を追加する」をクリックし、参加者に関する情報をご登録ください。
1 代表者に対して複数名の参加者情報を登録できます。

申込期限

申込期限は、**令和 8 年 8 月 31 日(月)** です。
登録情報は専用申込サイトマイページで変更できます。

参加費等支払

申込完了後、代表者情報に登録されたメールアドレスに「申込完了メール」を自動
配信します。メール本文中にお振込みに関する詳細を記載します。ご確認の上、
令和 8 年 9 月 4 日(金) までにお振込みください。
※請求書が必要な方は、専用申込サイトマイページの「お支払い」タブからダウンロードしてください。

参加証

令和 8 年 10 月 7 日(水) に代表者宛てに「参加証ご案内メール」を
送信します。メール受信後、参加者ごとの「参加証」をダウンロードいただき、
印刷(A4 カラー)して全国会議当日にお持ちください。

参加費

● 会員・関係官庁・公的研究機関・教育機関	1名	23,000円
● 学生	1名	11,500円
● その他(非会員)	1名	46,000円
● 懇親会参加費	1名	7,000円

◆ お申込みにあたって

《お申込みにあたっての留意事項》

- 電話による申込・追加・変更・取消はできませんのでご了承ください。
- 会員番号は、開催通知を送付した封筒の住所下部に印字しています。ご不明な場合は、日本水道協会ホームページ (<http://www.jwwa.or.jp/>) の「日本水道協会について」にある「会員名簿」を確認いただくか、日本水道協会総務課 (TEL: 03-3264-2281) までお問合わせください。
- 全国会議を欠席する正会員は、委任状を必ずご提出ください。
- 学生の方も専用申込サイトからお申込みください。
会員名の欄に〇〇大学(△△高等専門学校、□□高等学校)、経営機関・所属名の欄に〇〇学部(△△科、□□コース)、役職の欄に学生と入力し、通信欄に担当教授名を入力してください。

《追加・変更・取消のご案内》

- 申込締切日令和8年8月31日(月)までの追加・変更・取消は、専用申込サイトマイページから行ってください。
- 締切日以降(令和8年9月1日(火)から)は、メール(jwwa2026@nta.co.jp)宛にご依頼ください。(電話による対応はできません。)
- 取消料は、下記をご確認ください。

参加費		会議参加費・懇親会参加費の入金後の取消しは返金対応できませんので、ご了承ください。					
取消日		20～11日前まで	10～8日前まで	7～2日前まで	前日	当日	無連絡不参加 旅行開始後
取消料	宿泊 ホテル	20%		30%	40%	50%	100%
	視察 コース	なし	20%				

- 取消の基準日は、株式会社日本旅行長崎支店の営業時間内にご連絡いただいた時点が基準となります。
- 取消後のご返金については、
 - ・旅行開始前の場合：ご予約解除の翌日から起算して7日以内に取消料を差引いて払戻します。
 - ・減額または旅行開始後の場合：旅行終了日の翌日から起算して30日以内に取消料を差引いて払戻します。(返金先のお申し出が遅くなった場合はその限りではありません。)
- なお当日、会場での現金による返金はありません。

《その他のご案内》

- 振込手数料は参加者(振込依頼人)でご負担ください。
なお、お振込みの際の振込金受領書をもって領収書といたします。
- 本会議の「宿泊ホテル」、「視察コース」は株式会社日本旅行が旅行企画・実施するものであり、お申込みいただく参加者は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。詳しい旅行条件はP9～10に記載していますので、ご確認ください(旅行条件は令和8年4月1日を基準としております)。※旅行条件については、お申込み前に株式会社日本旅行のホームページでもご確認いただけます。

《個人情報の取扱いについて》

お申込みの際にご提出いただいた個人情報については、お客様との連絡、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用するほか、必要な範囲で当該機関、手配代行者及び主催者事務局に提供します。それ以外の目的での利用はいたしません。個人情報の取扱いに関する方針については、株式会社日本旅行のホームページ(https://www.nta.co.jp/security_pb.htm)でご確認いただくか、下記担当までお問合わせください。

令和8年度日本水道協会全国会議予約デスク (株式会社日本旅行 長崎支店内)

【TEL】095-824-9118【FAX】095-825-8552
【メールアドレス】jwwa2026@nta.co.jp
【担当者名】酒井・神田
営業時間：月～金 10:00～17:00(土日祝休業)
総合旅行業務取扱管理者：吉岡 孝治

【旅行企画・実施】
株式会社日本旅行 長崎支店
観光庁長官登録旅行業第2号
一般社団法人日本旅行業協会正会員
〒850-0033 長崎県長崎市万才町3番13号
第1森谷ビル2階



総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店(営業所)での取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

◆ 視察コースのご案内

- 旅行代金に含まれるもの：バス代・各施設入場料・添乗員諸経費・食事代(Cコースのみ)・消費税等諸税
- 旅行代金に含まれないもの：行程表に含まれていない食事代、交通費及びその他個人費用

Aコース

出発日
令和8年

10/22(木)23(金)

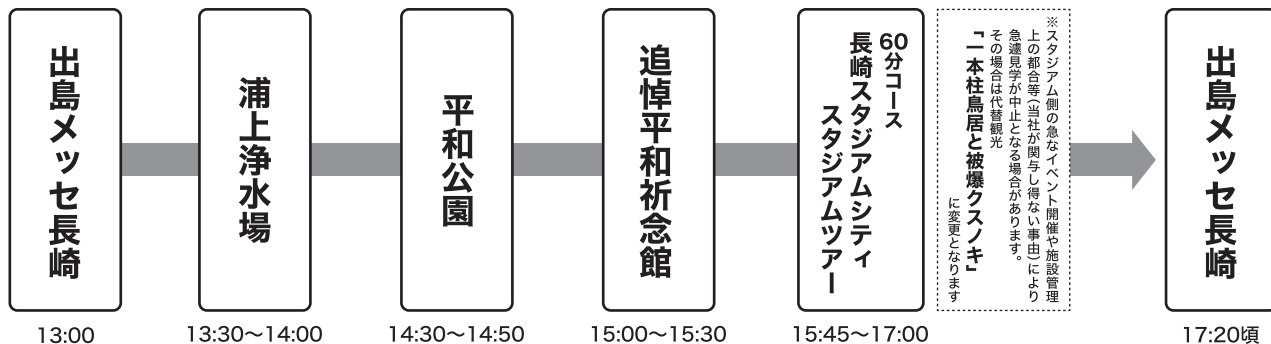
長崎の記憶をたどる 長崎を支えた浦上浄水場と平和への祈りの旅

旅行代金：お一人様あたり 9,500円(税込)

添乗員同行／最少催行人員15名・最大30名／食事なし／利用交通機関：長崎バス観光

全行程
貸切バス

半日コース



※長崎スタジアムシティのスタジアムツアーの場合
スタジアムにて解散することも可能です

浦上浄水場

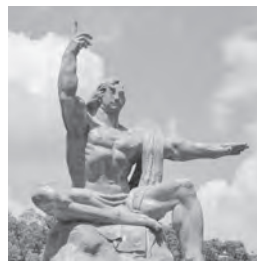
1945年(昭和20年)に完成。その後、原子爆弾投下で被爆しましたが、山かげにあったため、構造物の致命的な被害を受けることは免れました。現在、老朽化が進み、更新時期を迎えていることから、長崎市と隣接する長与町と共同で、新たな浄水場を整備し、広域化を図ることとしています。



平和公園(平和祈念像)

平和公園は、悲慘な戦争を二度と繰り返さないという誓いと、世界恒久平和への願いを込めてつくられました。

平和記念像 制作者の北村西望氏は、長崎出身の彫刻家で、この像には、神の愛と仏の慈悲を象徴し、天を指した右手は「原爆の脅威」を、水平に伸ばした左手は「平和」を軽く閉じた顔は「原爆犠牲者の冥福を祈る」という想いが込められています。



写真提供 (一社)長崎県観光連盟

Bコース

出発日
令和8年

10/23(金)

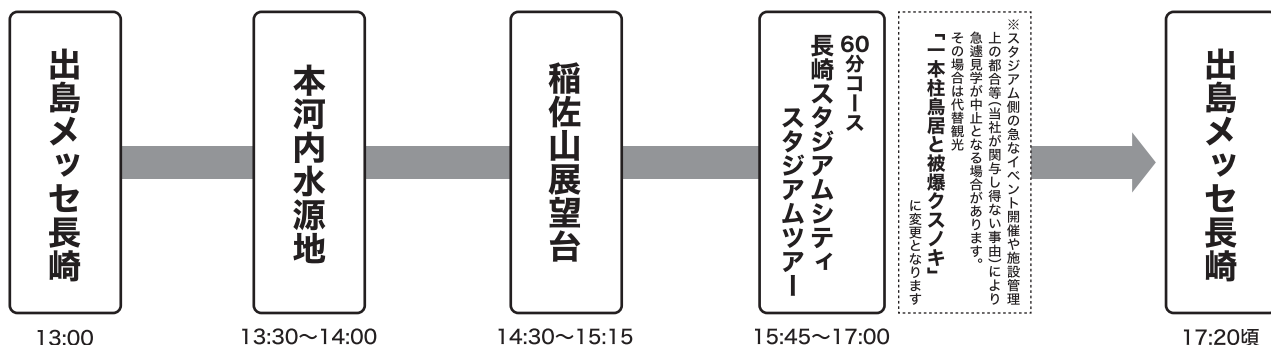
長崎水道のはじまりと稲佐山を訪ねて

旅行代金：お一人様あたり 9,500円(税込)

添乗員同行／最少催行人員15名・最大30名／食事なし／利用交通機関：長崎バス観光

全行程
貸切バス

半日コース



※長崎スタジアムシティのスタジアムツアーの場合
スタジアムにて解散することも可能です

本河内水源地

(本河内高部堰堤、本河内浄水場、本河内低部堰堤)

1891年(明治24年)に、わが国3番目の近代水道として本河内高部堰堤、本河内浄水場が完成。第1回拡張工事により1904年(明治37年)に本河内低部堰堤が完成。高部堰堤及び低部堰堤は、明治中期における土木技術の到達点を示す構造物として重要な施設となっているため、国指定の重要文化財に指定されています。



稲佐山展望台

鶴の港と称される長崎港を中心に山々に囲まれたすり鉢状の地形が独自の立体的な夜景を作り出し「1,000万ドルの夜景」として知られ、「夜景サミット2024 in 北九州」において、北九州・横浜市とともに、日本新三大夜景に認定されました。夜景だけでなく、晴れた日の昼間には長崎市街地はもちろんのこと、雲仙・天草・五島列島まで眺めることができます。



写真提供 (一社)長崎県観光連盟

Cコース

出発日
令和8年

10/23(金)

世界遺産・大浦天主堂・グラバー園と軍艦島

旅行代金:お一人様あたり 17,000円(税込)

添乗員同行/最少催行人員25名・最大35名/食事あり/利用交通機関:長崎バス観光

全行程
貸切バス

1日コース



※欠航の場合は下記代案となります

グラバー園 世界文化遺産

国指定重要文化財の旧グラバー住宅・旧リンガー住宅・旧オルト住宅など市内に点在していた6つの明治期の洋館を移築し復元しており、異国情緒あふれる長崎屈指の人気観光スポットです。また、1891年(明治24年)ごろに市内に設置されていた歴史的にも貴重な給水栓をみることができます。



写真提供 (一社)長崎県観光連盟

軍艦島 世界文化遺産

西洋との唯一の窓口であった長崎は、西洋の技術をいち早く取り入れ、日本の近代化を支える原動力となりました。軍艦島(端島炭坑)をはじめとする8つの産業遺産が、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成遺産として2015年(平成27年)に世界文化遺産に登録されました。



写真提供 (一社)長崎県観光連盟

軍艦島上陸ツアーが欠航の場合の代案

Cコース 代案

出発日
令和8年

10/23(金)

グラバーゆかりの地を訪ねて

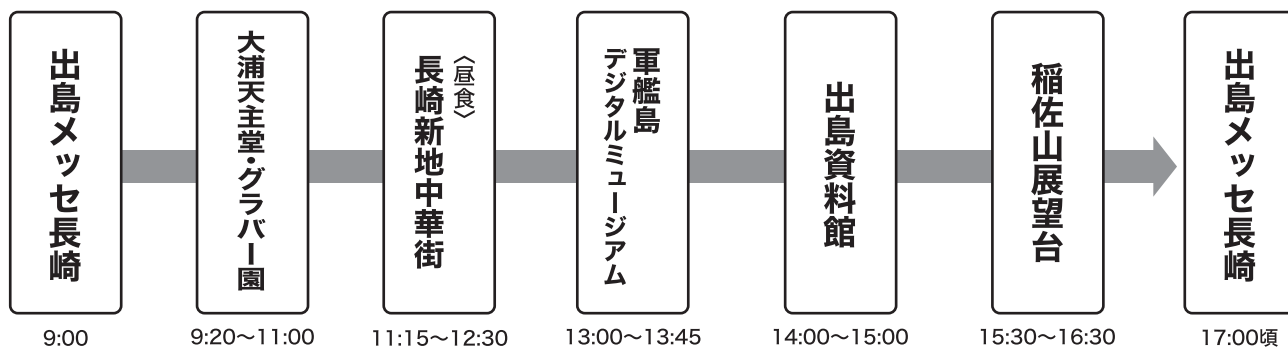
旅行代金:お一人様あたり 15,000円(税込)

添乗員同行/最少催行人員25名・最大35名/食事あり/利用交通機関:長崎バス観光

※欠航で代案ツアーになった場合は
差額2,000円を後日ご返金致します。

全行程
貸切バス

1日コース



◆ 宿泊ホテルのご案内

- 宿泊設定日：【前泊】令和8年10月20日(火) / 【当日泊】令和8年10月21日(水)・10月22日(木)
- 旅行代金：下記ホテル一覧でご確認ください

- ・旅行代金は1泊朝食付または食事なし、諸税・サービス料込のおひとり様あたりの金額です。
※ビジネスホテルニューポートは食事なし／東横INN長崎駅前・ホテルルートイン諫早インターは朝食無料提供
ステーションホテル長崎諏訪はお弁当形式での朝食提供
- ・最少催行人員1名、添乗員は同行いたしません。 ・日程は下記をご参照ください。
- ・ホテルのお部屋は1名1室・バス・トイレ付きです。(長崎マリオットホテルの浴室はシャワーのみです。お客様によってはバスタブ付の客室となる場合があります。)

留意事項

- ・申込み方法はP3～4「参加お申込み方法」「お申込みにあたって」をご参照ください。
- ・各宿泊施設は先着順での受付となります。(満室になりましたら受付終了とさせていただきます。)
- ・大変混み合うことが予想されますので、早目にお申込みをお願いいたします。

日程	1日目	ご自宅または前泊地 ➡ (各自にて) ➡ 各宿泊施設 (長崎市内または諫早市内)	
	2～最終日	各宿泊施設 ➡ (各自にて) ➡ ご自宅または後泊地	

地区	No.	ホテル名	部屋タイプ (1名1室)	旅行代金 (1泊あたり)	出島メッセまでの所要時間 () はホテル最寄駅
長崎駅周辺	①	ヒルトン長崎 [禁煙]	ツイン	35,000円	徒歩で約1分
	②	長崎マリオットホテル [禁煙]	ツインまたは ダブル	40,000円	徒歩で約3分
	③	ホテルニュー長崎 [禁煙]	ツイン	22,500円	徒歩で約6分
	④	JR九州ホテル長崎 [禁煙]	ダブル	25,500円	徒歩で約5分
	⑤	エスペリアホテル長崎 [禁煙]	ツイン	25,000円	徒歩で約10分
	⑥	長崎オリオンホテル長崎駅前 [禁煙または喫煙]	シングル	13,000円	徒歩で約10分
	⑦	ホテルセントヒル長崎 [禁煙]	シングル	11,000円	徒歩で約15分
	⑧	東横INN長崎駅前 [禁煙または喫煙]	シングル	13,000円	徒歩で約10分
思案橋方面	⑨	カンデオホテルズ長崎新地中華街 [禁煙]	ツインまたは ダブル	25,000円	徒歩と電車で約15分 (新地中華街)
	⑩	ホテルJALシティ長崎 [禁煙]	ツイン	23,000円	徒歩と電車で約25分 (新地中華街)
	⑪	リッチモンドホテル長崎思案橋 [禁煙または喫煙]	シングル	18,000円	徒歩と電車で約20分 (思案橋)
	⑫	ビクトリア・イン長崎 [禁煙または喫煙]	シングル	18,000円	徒歩と電車で約25分 (観光通又は西浜町)
大浦方面	⑬	ANAクラウンプラザホテル長崎グラバーヒル [禁煙]	ツイン	20,000円	徒歩と電車で約25分 (大浦天主堂) ※ (新地中華街電車で乗換)
	⑭	ホテルモントレ長崎 [禁煙]	シングル	17,000円	徒歩と電車で約25分 (大浦海岸通) ※ (新地中華街電車で乗換)
長崎市内その他地区	⑮	スタジアムシティホテル長崎 [禁煙]	ツイン	24,000円	徒歩と電車で約15分 (スタジアムシティノース)
	⑯	ホテルコンチェルト長崎 [禁煙]	ツイン	17,000円	徒歩と電車で約25分 (原爆資料館)
	⑰	ビジネスホテルニューポート [禁煙または喫煙]	シングル	10,000円	徒歩と電車で約20分 (大波止)
	⑱	ステーションホテル長崎諏訪 [禁煙または喫煙]	シングル	19,000円	徒歩と電車で約25分 (諏訪神社)
諫早方面	⑲	ホテルルートイン諫早インター [禁煙または喫煙]	シングル	14,000円	・往路 (朝) : 会場までの専用バス代含む (約25分) ・復路 : 高速バスで約30分 (780円) 長崎駅前東口乗車、貝津団地入口下車 (ホテルまで徒歩2分)
	⑳	喜々津ステーションホテル [禁煙または喫煙]	シングル	14,500円	JR喜々津駅より長崎駅まで約30分 : 片道450円 ホテルより喜々津駅まで徒歩3分

◆ 宿泊ホテル案内図



国内募集型企画旅行条件書(大会用)

☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は(株)日本旅行(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することとなります。

(2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

(3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

(1) ①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社ら」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回したときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合には異なります。※上表内の「旅行代金」とは第7項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

(2) 当社らは、電話・郵便・ファンミ/インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがされないときは、当社らは、お申し込みがなかったものとして取り扱います。

(3) 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第21項の定めによります。

(4) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。

(5) 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

(6) 団体・グループ契約

ア. 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込み込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項(2)～(5)の規程を適用します。

イ. 当社は、旅行を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。))の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間でを行います。

ウ. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。

エ. 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

オ. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

3. ウエイトイングの取扱い

(1) お申し込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただけた期間を確認した上で、お客様が「ウエイトイングのお客様」として登録し、お客様の申し込みを受けられるよう努力することとなります。これを「ウエイトイング登録」といいます。この場合でも当社らは申込金相当額をお申し受けます。この時点で旅行契約は成立しておりません。なお、「当社らからお申し込みを承諾できる旨を通知する前にお客様がウエイトイング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までで結果としてお申し込みをお申し出なかった場合」又は「当社ら当該申込金相当額を払戻いたします。

(2) 本項(1)の場合における、ウエイトイング登録にかかるコースの予約成立は、当社らがお客様の申し込みを承諾できる旨の通知を行い、当該通知がお客様に到達したときに行いしものとします。

(3) お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

4. 申込条件

(1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要ですが、また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。

(2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。

(4) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

(5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更する等と条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様らのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(6) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかるとる一切の費用はお客様のご負担となります。

(7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けしてお受けすることがあります。

(8) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要ですが、

(9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(10) お客様が暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(11) お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。

(12) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(13) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

5. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

(1) 当社は第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示した重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)をお渡しいたします。

(3) 第2項(3)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する間い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況についてご説明いたします。

(4) 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載することとなります。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

6. 旅行代金のお支払い期日

(1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。

(2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社らが指定する期日までに支払っていただきます。

7. 旅行代金の適用

(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満1歳以上)12歳未満の方はこども代金となります。

(2) 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日ごとご利用人数でご確認ください。

(3) 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又は「パンフレット」に「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項(1)の「申込金」、第13項(1)の「取消料」、第14項(1)の②の「違約料」、および第20項の「変更補償金」の額を算出した際の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程中に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食料料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。

(2) 添乗員が同行するコースでは、その他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。

(3) パンフレットに旅行代金に含まれるものとして明示したその他の費用。

上記(1)～(3)についてはお客様の都合により、一部利用しなくても払戻しいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

① 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)

② クリーン・電報電話等通話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

③ 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費

④ 入部屋を使用される場合の追加代金

⑤ 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金

⑥ お客様自身の希望により行程に含めないその他の追加料金(入場料金、食料料金、交通費等)

⑦ 自宅から発着地までの交通費・宿泊費

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度の他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

① 利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増減または減額します。ただし、旅行代金を増減変更するときは、当該旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

② 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなれるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

③ 第10項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の減価、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の代金に支払われ、又はこれらを支払なければならない費用はお客様の負担となります。

④ 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

12. お客様の支費

(1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき1,000円・消費税)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券等を発行してい

る場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。)

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

13. お客様による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

① お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申し込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨を、お申し出いただいた時を基準とします。

表1)取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日曜日旅行以外	日曜日旅行(夜行含む)
① 21日前に当たる日以前の解除	無料	無料
② 20日前に当たる日以降の解除	旅行代金の20%	無料
③ ①～⑦を除く		
③ 10日前に当たる日以前の解除	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④ ①～⑦を除く		
④ 7日前に当たる日以降の解除	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤ ①～⑦を除く		
⑤ 旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥ 旅行開始の当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦ ①～⑥を除く		
⑦ 旅行開始後の解除	旅行代金の100%	旅行代金の100%
または無連絡不参加		

【個人包括旅行運賃の航空券を利用したご予約になった場合】

航空会社が設定する航空券を利用する国内募集型企画旅行契約であって、契約書面において当該航空券が利用されること、航空会社の名称、当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料、その他航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示したものを、

表2)取消料(個人包括旅行運賃を利用したご予約になった場合)

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
① 21日前に当たる日以前の解除	旅行契約約時の航空券取消料等の額以内
② 20日目に当たる日以降の解除	旅行代金の20%または旅行契約約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
③ ①～⑦を除く	
③ 10日前に当たる日以前の解除	旅行代金の20%または旅行契約約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
④ ①～⑦を除く	
④ 7日前に当たる日以降の解除	旅行代金の30%または旅行契約約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
⑤ ①～⑦を除く	
⑤ 旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%または旅行契約約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
⑥ ①～⑦を除く	
⑥ 旅行開始の当日の解除	旅行代金の50%または旅行契約約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
⑦ ①～⑥を除く	
⑦ 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

注)本項(1)の①の「旅行代金」とは第7項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

② お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項(1)の取消料が適用されます。

③ お客様は次の①に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア. 第10項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第20項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

イ. 第11項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大いとき。

エ. 当社らがお客様に対して、第5項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

④ 当社らは、本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額をお払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただく場合があります。

⑤ 当社らは本項(1)の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

⑥ 旅行開始後

① 旅行開始後において、お客様の都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

② お客様の責に帰すべき事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することが出来ます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

① 当社は、次の場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

イ. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

エ. お客様が、契約内容に照し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少旅行人員に達しなかったとき、この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日曜日旅行にあつては3日目にあたる日より前)に旅行を中止する旨をお客様に通知します

カスキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

キ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程にわたる旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

②お客様が第6項(1)に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第13項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

③お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

(2) 旅行開始後

① 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

ア お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

イ お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

② 当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けて旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとしてます。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

③ 当社は、本項(2)③のイ、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様の負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けず。

④ 当社が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

16. 旅行代金の払い戻し

当社は、第11項の規定により旅行代金が減額された場合又は第13項及び第14項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額した旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

16. 旅行管理

(1) 当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

① お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。ただし、本項(6)の個人旅行プランを除きます。

② 本項(1)①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にながらぬものとなるよう努めます。

③ 当社は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

【添乗員同行プラン】

(3) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

【現地添乗員同行プラン】

(4) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務に準じます。

【現地係員案内プラン】

(5) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。当社は現地において当社が手配を代行する者により、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。

【個人旅行プラン】

(6) 個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

17. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときと限り。

(2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

② 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害

③ 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④ 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤ 自由行動中の事故

⑥ 食中毒

⑦ 盗難

⑧ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときと限り、お客様1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

18. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。

(3) お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認識したときは、旅行地に

おいて速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないとします。

19. 特別補償

(1) 当社は第17項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当該旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円〜20万円、通院見舞金として通院日数(通院先としてオンライン診療受診施設での受診を含む)により1万円〜5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。

(2) 当社が第17項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が実施する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

(4) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われないうかが明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金を支払わない旨が明示された場合と限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(5) お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、ユージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

20. 旅費保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当該第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、この限りではありません。

① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

イ 戦乱

ウ 暴動

エ 官公署の命令

オ 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画にそわない運送サービスの提供

キ 旅行参加者の生命又は身体上の安全確保のために必要な措置

② 第13項及び第14項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

③ バックアップに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

① 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

② 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社が第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければならないとします。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

③ 当社は、お客様が同意された場合、金額による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

＜変更補償金の率＞

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれとを下回った場合に限り)です。	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は装飾その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載された事項の変更	2.5	5.0

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるの「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3: 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4: 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5: 第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

注6: 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によりします。

21. 運賃契約により、旅行契約の締結されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、以下の各号に基づき、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受け場合があります。(以下「通信契約」といいます。)

① 通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。

② 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

③ 通信契約の申し込みの際に、会員は、申し込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。

④ 通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

⑤ 通信契約を締結しようとする場合にあつて、一部の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます(場合があります)。

⑥ 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けず。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

⑦ インターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

⑧ 会員の通信機器に本項(7)に係る記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

22. 個人情報の取扱いについて

(1) ア 当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続のため、④旅行の安全管理のため、⑤当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑥当社及び当社が提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑦旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、⑧アンケートのお願いのため、⑨特典サービス提供のため、⑩統計資料作成のため、に利用させていただきます。

イ 当社は、取得した購買履歴やWEBでの閲覧履歴等の情報を分析して、当社及び当社が提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内及び広告の表示のために利用させていただきます。

(2) 本項(1)ア、②、③、④の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、当該クレジットカード等に書類又は電子データにより、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジットカード会社にクレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該する「バックアップ」に記載する旅行申込窓口宛にご出発の10日以前までにお申し出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出ください。)

(3) 当社及び当社グループ各社はお客様からご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。なお、当社の個人情報取り扱いに関する方針等の詳細、当社グループ各社の名称については、当社の店舗又はホームページ(<https://www.nta.co.jp>)のプライバシーポリシーにてご確認ください。

(4) 当社は、個人情報の取扱いを委託することがあります。

(5) お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問い合わせ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談室となります。

(6) 一部の任意記載項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

個人情報保護管理者(お客様相談室長)

問い合わせ窓口・本社お客様相談室

電話:03-6896-7883 FAX:03-6896-7833

e-mail: sodan.shitsu@nta.co.jp

営業時間: 平日 09:45〜17:45

23. その他

(1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物損失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

(3) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

(4) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

(5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。

(6) ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。

(7) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万が一着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

(8) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。

(9) 手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

24. 募集型企画旅行契約について

本旅行条件書に定めない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページ(<http://www.nta.co.jp>)からもご覧になれます。

25. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2026年4月1日を基準としています。

旅行代金算出の基準日は、各バリエーションに記載しています。

